

神戸市開発事業に関する技術基準の一部改正について

1 下水道施設（雨水管路）における計画流出量・・・技術基準第 45 条

近年、各地で豪雨や台風による甚大な災害が発生しており、地球温暖化に伴う気候変動により将来はさらなる降雨量の増加が予測されるなど、これまで以上に浸水リスクが高まっています。そのため、計画流出量算出に関わる降雨強度式および流出係数について見直しを行ったため、開発事業においてもこれを適用いたします。

(1) 流出係数

①南六甲市街地（東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区（南部））

改正前：0.85

改正後：0.80

②神戸市西部・内陸部（須磨区（北部）、垂水区、西区、北区）

改正前：0.70

改正後：0.65

(2) 降雨強度式

改正前

$$R = \frac{400}{\sqrt{t} + 0.4} \quad (\text{10年確率降雨強度式})$$

改正後

$$R = \frac{388}{\sqrt{t} - 0.10} \cdot 1.1 \quad (\text{10年確率降雨強度式})$$

2 消防水利

(1) 既存消防水利の配置について・・・技術基準第 88 条

改正前：原則として公設消火栓、公設防火水槽のみ有効。

改正後：消防水利の基準（昭和 39 年消防庁第 7 号）を満たした水利を認めるものとします。

消防水利の例・・・消火栓・防火水槽・河川・海等

(2) 検査要領等について・・・技術基準第 94～96 条、第 104～105 条

中間及び完成検査要領等の詳細は技術基準に馴染まないため、開発事業における消防関係届出等の手引き等に定めます。また、市民、事業者の皆様にとって不必要な記述を削除します。

(3) 帰属・移管について・・・技術基準第 97 条

改正前：防火水槽は、用地及び附帯設備を含め、原則として本市に帰属します。ただし、やむを得ず本市に帰属できない場合には、事業者に帰属します。

改正後：防火水槽は、用地及び附帯設備を含め、本市に帰属します。ただし、整備基準に定める場合には、事業者に帰属します。

(4) その他・・・技術基準第 91～92 条、第 98～100 条

「神戸市開発事業における消防水利及び消防活動空地等の整備基準」の改正に合わせて文言等を整理します。

3 宅地の造成・・・技術基準第 113 条

「宅地造成等規制法」が改正され「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和 5 年 5 月 26 日に施行されたことに伴い、法律名を変更します。